

## 災害危険区域の指定とがけ地近接等危険住宅移転事業 について

### 《市長コメント》

始めに「災害危険区域の指定」についてお知らせいたします。

「災害危険区域」は、建築基準法に基づき、津波、高潮、出水など自然災害が高い区域として条例により指定し、住居の用に供している建築物の建築や増築、改築を制限するものであります。

当市では、東日本大震災により住居等が全壊又は流失した区域及びその周辺区域の内、市街地においては、<sup>たかもりど</sup>高盛土道路等から旧北上川等の地形・地物により設定し「釜・大街道地区の一部」、「南浜地区」、「中瀬地区」、「湊地区の一部」、「魚町地区」、「渡波地区の一部」の区域や新たな「河川堤防」の区間を対象とします。

また、離半島部は、津波等で被災した地区等を対象とします。

なお、災害危険区域を表す図面ですが、高盛土道路などを基準線として作成することにしております。

また、半島部では防災集団移転促進事業の合意形成を進めるとともに、津波等による被災区域の精査を行いますので、皆様にお示しできるのは今年12月1日の告示の際になりますこ

とを、御了承願います。

次に、「がけ地近接等危険住宅移転事業」ですが、先に述べた「災害危険区域の指定」の告示後に、居住者自身が防災集団移転促進事業とは別に個別で住宅を移転する方を対象に支援する制度であります。

支援内容につきましては、一戸当たりの補助対象限度額は住宅の撤去及び移転等に要する費用として78万円、住宅等の購入や建設に要する費用を金融機関から借り入れた場合の当該借入金利子に相当する費用として住宅建設に対し444万円、用地購入に対し206万円、用地造成に対し58万円まで補助対象となります。

なお、申請の受付開始は、災害危険区域指定の告示後の今年12月3日から予定しております。